

## デイサービス フルール細田 運営規程

### (事業の目的)

第1条 スミカフルール・ケア株式会社が開設するデイサービス フルール細田（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護及び要支援状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 1 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービス フルール細田
- 2 所在地 東京都葛飾区細田一丁目16番9号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は別紙のとおりとする。

- 1 管理者 1名（併設の訪問介護事業所及びサービス付き高齢者向け住宅の管理者と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 通所介護従事者 

生活相談員	1名以上	} うち常勤1名以上
介護職員（運転手兼務）	1名以上	
看護職員	1名以上	

通所介護従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

生活相談員は、指定通所介護等の利用申込にかかる調整、通所介護計画又は介護予防通所介護計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。また、利用者に

対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

3 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

4 運転手（介護職員兼務） 1名以上

利用者の送迎を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

2 営業時間 8時30分から17時30分

（利用定員）

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

1 単位目 サービス提供時間帯 9時25分から16時30分 定員15人(居宅)

2 単位目 サービス提供時間帯 9時00分から12時10分 定員15人(居宅・予防)

3 単位目 サービス提供時間帯 13時30分から16時40分 定員15人(居宅・予防)

（指定通所介護等の提供方法、内容）

第7条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」等）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する  
排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する  
衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること（配食）

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する  
配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う

5 口腔ケアに関すること

口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う

6 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

例) レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操

7 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う

8 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 1 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 1 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継

継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護等の提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護等について、介護保険法第41条第6項または法第53条第2項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

第11条 1 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、指定通所介護に通常要する時間を越えて指定通所介護等を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 指定通所介護等の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、葛飾区及び江戸川区とする。

(契約書の作成)

第13条 通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けるととする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 1 通所介護従事者等は、指定通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指定通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

## (非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年1回
避難訓練	年1回
通報訓練	年1回

## (衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第16条 1 通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

## (サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

## (虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に十分に周知する。
  - 2 虐待の防止のための指針を整備する。
  - 3 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

## (相談・苦情対応)

- 第19条 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

## (事故処理)

- 第20条 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡及び報告を行うとともに、必

要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第21条 1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後2か月以内
  - 二 継続研修 年2回以上
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
  - 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
  - 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、デイサービス フルール細田の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

- |     |             |
|-----|-------------|
| 改 定 | 平成25年11月1日  |
| 改 定 | 平成27年8月1日   |
| 改 定 | 平成27年10月1日  |
| 改 定 | 平成27年10月15日 |
| 改 定 | 平成27年12月1日  |
| 改 定 | 令和6年4月1日    |

通所介護・介護予防通所介護事業所 運営規程 別紙料金表(令和6年6月～)

**通所介護費** 法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。  
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

【規模区分】 通常規模型通所介護費		3時間以上4時間未満				7時間以上8時間未満			
		利用料				利用料			
		10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分	10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	1日につき	¥4,011	¥402	¥803	¥1,204	¥7,172	¥718	¥1,435	¥2,152
要介護2	1日につき	¥4,588	¥459	¥918	¥1,377	¥8,469	¥847	¥1,694	¥2,541
要介護3	1日につき	¥5,199	¥520	¥1,040	¥1,560	¥9,810	¥981	¥1,962	¥2,943
要介護4	1日につき	¥5,777	¥578	¥1,156	¥1,734	¥11,150	¥1,115	¥2,230	¥3,345
要介護5	1日につき	¥6,376	¥638	¥1,276	¥1,913	¥12,513	¥1,252	¥2,503	¥3,754

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算 上記単位数 × -1/100

※ 業務継続計画未策定減算 上記単位数 × -1/100 (令和7年4月1日から適用)

**【その他加算/減算】**

項目	内容	(単位数)	利用料			
			10割	1割負担分	2割負担分	3割負担分
入浴介助加算(1)	1日につき	+40	¥436	¥44	¥88	¥131
科学的介護推進体制加算	1月につき	+40	¥436	¥44	¥88	¥131
中重度者ケア体制加算	1日につき	+45	¥490	¥49	¥98	¥147
通所介護サービス提供加算Ⅱ	1日につき	+18	¥196	¥20	¥40	¥59
通所介護処遇改善加算Ⅱ	1月あたりの介護報酬総単位数×の1000分の90					

昼食代	1食 556 円(税別)
おやつ代	1食 150 円(税別)
おむつ代	1組 250 円(税別)
通常の実施地域を越える交通費	通常の実施地域を越えて1kmにつき 50 円
その他日常生活費	利用者の希望による教養娯楽費用 実費 (行事やクラブ活動による材料費等)

# 指定通所介護

## 「通所介護事業所 デイサービス フルール細田」

### 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
東京都知事指定 第 1372205722 号

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

#### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員体制	2
4. 事業実施地域及び営業時間	3
5. 当事業所が提供するサービス内容	3
6. 当事業所が提供するサービス料金	3
7. サービス利用に当たっての留意事項	4
8. 事故時の対応	4
9. 苦情の受付について	4



## 1. 事業者

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 法人名   | スミカフルール・ケア株式会社                    |
| (2) 法人所在地 | 東京都葛飾区細田一丁目16番9号                  |
| (3) 連絡先   | TEL 03-5889-8732 FAX 03-5889-8733 |
| (4) 代表者氏名 | 味戸 吉春                             |
| (5) 設立年月  | 平成23年7月20日                        |

## 2. 事業所の概要

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 事業の目的       | 「通所介護事業所 デイサービス フルール細田」が行う指定通所介護の事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。                               |
| (2) 事業所の名称      | 通所介護事業所 デイサービス フルール細田   |
| (3) 事業所の所在地     | 東京都葛飾区細田一丁目16番9号  |
| (4) 連絡先         | TEL 03-5889-8732 FAX 03-5889-8733   |
| (5) 事業所長(管理者)氏名 | 松岡 征男   |
| (6) 事業所の運営方針    | 要介護状態にある高齢者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活全般にわたる援助を行う。事業の実施にあたっては、関係行政組織、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 |
| (7) 開設年月日       | 平成24年11月1日  |

## 3. 職員の体制

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

### (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- |             |             |      |            |
|-------------|-------------|------|------------|
| (2) 通所介護従事者 | 生活相談員       | 1名以上 | } うち常勤1名以上 |
|             | 介護職員(運転手兼務) | 1名以上 |            |
|             | 看護職員        | 1名以上 |            |

通所介護従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

生活相談員は、指定通所介護等の利用申込にかかる調整、通所介護計画又は介護予防通所介護計画(以下「通所介護計画等」という。)の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介

護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

(3) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(4) 運転手（介護職員兼務） 1名以上

利用者の送迎を行う。

#### 4. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	葛飾区
営業日	月曜日～金曜日（土日除く）
営業時間	8：30～17：30

#### 5. 当事業所が提供するサービス内容

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて以下の2つがあります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合（各利用者の負担割合に応じた額） （介護保険の給付の対象となるサービス）
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 （介護保険の給付の対象とならないサービス）

※印のついているサービスは、介護報酬の加算対象となっています。

送迎	<ul style="list-style-type: none"><li>お客様の希望により、ご自宅と当事業所間の送迎を行います。</li><li>お客様の状況に応じて移動・移乗時の適切な介助等を行います。</li></ul>
健康チェック	<ul style="list-style-type: none"><li>体温、血圧、脈拍、体調などを確認し、お客様の心身の健康状態の把握を行います。</li><li>水分摂取量などにも注意し、お客様が安全にサービスをご利用いただけるように努めます。</li></ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"><li>お客様の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li></ul>
食事	<ul style="list-style-type: none"><li>昼食、おやつを提供します。</li><li>お客様の口腔機能の状態に合わせた食事形態で提供致します。</li></ul>
生活相談	<ul style="list-style-type: none"><li>お客様およびそのご家族からの心身、生活、介護、当該サービスに関する内容等の相談に対応します。</li></ul>

アクティビティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様の心身の状況、希望および生活環境をふまえて、計画的に集団的又は個別に行うレクリエーション活動や創作活動、趣味活動、月毎の行事活動などを実施し、お客様同士の交流を図りながら、心身の状態の維持・向上を図ります。</li> </ul>
※入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様の状況に応じて、入浴サービスを提供します。</li> <li>必要に応じて衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行いできるだけご自身で入浴することができるように援助を行います。</li> </ul>
※口腔機能向上（口腔ケア）	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等、全職種の従業者が協働して、健口体操（摂食・えん下訓練体操）や口腔清掃指導等を行い、お客様の口腔機能の維持・向上を図るためのサービスを提供します。</li> <li>お客様の口腔機能の状態に応じて、看護師等が口腔機能向上計画（プログラム）を作成し、それに基づき口腔内衛生および摂食・嚥下機能の維持・向上を図るためのサービスを提供します。</li> <li>定期的に口腔機能評価を行いながら計画書の見直しを行い、お客様の目標達成のために口腔機能の状況に応じた適切なサービスを提供します。</li> <li>お客様に対して他の通所介護計画と併せて口腔機能向上計画について説明をし、通所介護計画書の書面において、同意を頂くものとします。</li> </ul>

## 6. 当事業所が提供するサービス料金

利用料金	介護保険を利用する場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額となります。基本料金＋加算料金×1/10又は1/20＝利用者負担額。但し介護保険の給付限度額を超えた部分にかかるサービスは全額自己負担額となります。
交通費等	利用者が通常の事業実施地域以外の遠隔地におられる場合は送迎に係る交通費の実費をいただく場合があります。該当される方は詳細を説明させていただき納得の上利用していただきます。

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、申請することで自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

### （1）利用料金のお支払い（契約書第6条参照）

利用料金は、1ヶ月分をまとめて請求させていただきます。

方法：金融機関口座からの自動振替システム

支払日：当該月の翌月指定日に振替口座より引き落とさせていただきます。

### （2）利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの

実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日の 17 時まで申し出があった場合	無料
上記から利用予定日当日までに申し出がなかった場合	650 円（税別） 食材料費として頂きます

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 7. サービス利用にあたっての留意事項

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## 8. 事故時の対応（契約書第 15 条参照）

事業所は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに必要な処置を講じます。

## 9. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は全職員が受け付けますが、苦情受付窓口も設けてあります。

お客様相談窓口

フルール細田事務所 電話 03-5889-8732

苦情解決責任者：佐藤 樹理（管理者）

苦情受付担当者：佐藤 樹理（生活相談員）

フルール細田事務所 電話 03-5889-8732

苦情解決責任者：石山和道

### （2）行政機関、その他苦情受付機関

葛飾区役所 介護保険課管理係	電話	03-5654-8246
東京都国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	電話	03-6238-0177

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者名 スミカフルール・ケア株式会社

所在地 東京都葛飾区細田一丁目16番9号

説明者氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

ご家族 住 所

身元引受人

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩